

薬剤師

登録販売者



平成21年6月1日から
一般用医薬品（大衆薬）の
販売方法が変わります。

📌 医薬品には効き目（効能効果）以外に副作用がおこるリスクがあります。

📌 あなたに合った医薬品を購入し、適正に使っていただくため、リスクの程度に応じて、専門家が説明したり、相談に乗ることにしました。

第1類医薬品



医薬品の分類

アドバイスする人
(情報提供を相談対応)

第1類医薬品
(特にリスクが高いもの)

薬剤師

第2類医薬品
(リスクが比較的高いもの)

薬剤師
又は

第3類医薬品
(リスクが比較的低いもの)

登録販売者※

📌 一般医薬品をリスクの程度によって3つに分類し、専門家がメリハリの利いたアドバイス（情報提供や相談対応）をします。

📌 第1類から第3類の別に医薬品の外箱表示やお店での置き方が区別されるので、購入者にもリスクの違いがわかります。

📌 情報提供や相談対応する人が、薬剤師か登録販売者かはっきり分かるように、名札の着用を義務化します。

※登録販売者とは、資質確認のための都道府県試験に合格し、登録を受けた専門家です。